

表彰細則

(総 則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第44条第2項及び第3項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

(表彰の種類)

第2条 本学会が行う表彰の種類は、論文賞・技術報告賞・査読者賞・研究奨励賞・谷口賞・国際賞ならびにその他の賞とする。

2 前項の表彰を学会賞とする。

(表彰委員会)

第3条 会長は、規則第44条に基づき表彰委員会を設置し、表彰と名誉会員に関する検討・審査を委嘱する。

2 表彰委員会は、理事会で選出された若干名の委員により構成される。

3 委員長は、委員の互選による。

4 委員会は、毎年1回以上開催され、その結果は委員長により理事会に報告される。

5 委員会は、非公開で開催される。

6 委員会は、推薦された賞区分が適当でないと判断した場合、賞区分を変更して審査することができる。

7 委員会は、名誉会員候補者を選考し、理事会に推薦する。

(学会賞)

第4条 学会賞は、表彰委員会の推薦によって理事会で決議された者に授与される。

(論文賞)

第5条 論文賞は、日本地すべり学会誌に掲載された論文の中できわめて学術的価値が高いと認められるものを執筆した者に授与される。

2 論文賞は、原則として個人に授与される。

3 論文賞の内容は、表彰状ならびに記念品とする。

(技術報告賞)

第6条 技術報告賞は、日本地すべり学会誌に掲載された技術報告の中で、学術的価

値、技術的価値が高いと認められるものを執筆した者に授与される。

- 2 技術報告賞は、原則として個人に授与される。
- 3 技術報告賞の内容は、表彰状ならびに記念品とする。

(査読者賞)

第7条 査読者賞は、日本地すべり学会誌に投稿された論文等に対して、高度な学術的又は技術的な視点からの優れた査読を多く行うことで、日本地すべり学会誌の質的向上に大きく貢献した者に授与される。

- 2 査読者賞は、個人に授与される。
- 3 査読者賞の内容は、表彰状ならびに記念品とする。

(研究奨励賞)

第8条 研究奨励賞は、論文ならびに研究発表や団体活動において、独創性かつ将来性を持ち、優れた業績を示したものに授与される。ただし、当該業績のうち主たるものは、日本地すべり学会誌、本学会の学術刊行物、本学会の研究発表会又は本学会の活動において上げられたものであること。

- 2 研究奨励賞は、個人または団体を対象とし、個人の場合は原則として40才以下に対して授与される。
- 3 研究奨励賞の内容は、表彰状ならびに記念品とする。

(谷口賞)

第9条 谷口賞は、地すべり技術の発展や学会および関連分野における事業等において多年にわたり優れた成果を挙げた個人または団体に対して授与される。

- 2 谷口賞の内容は、表彰状ならびに記念品とする。

(国際賞)

第10条 国際賞は、地すべりに関する日本と海外との国際間の研究・技術開発・共同研究・教育活動等の交流事業に功績のあった個人または団体に対して授与される。

- 2 国際賞の内容は、表彰状ならびに記念品とする。

(その他の賞)

第11条 表彰委員会が表彰に値すると判断した個人または団体に対しては、別途表彰することができる。

(名誉会員の資格)

第12条 名誉会員の対象者は、地すべり研究と地すべり防止技術の発展、ならびに当

該現象に起因する災害の防止対策に対して顕著な貢献があり、会員歴 20 年以上の正会員で次の一つに該当する者を原則とする。

- (1) 会長、副会長、理事、監事、支部長、の経験者
- (2) 各種委員会委員長および支部副支部長、幹事長の経験者で、それらの通算在職が 3 年以上にわたる者
- (3) その他、学会に特に功労がある者

2 非会員であっても、他薦または自薦による申し出があった場合には、学会に特に功労がある者は、名誉会員の対象者となる。

附則

この細則は、平成 12 年 8 月 28 日に制定したもので、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附則（平成 14 年 5 月 1 日理事会議決）

この変更細則（第 3 条第 6 項及び第 9 条追加）は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附則（平成 21 年 8 月 25 日理事会議決）

この変更細則（第 2 条修正，第 8 条追加）は、平成 21 年 8 月 25 日から施行する。

附則（平成 23 年 8 月 30 日理事会議決）

この変更細則（第 10 条追加）は、平成 23 年 8 月 30 日から施行する。

附則（平成 24 年 8 月 28 日理事会議決）

この細則は、平成 24 年 8 月 28 日に一部改定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成 25 年 8 月 28 日理事会議決）

この細則は、平成 25 年 8 月 25 日に一部改訂したもので、同日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 19 日理事会議決）

この細則は、平成 26 年 3 月 19 日に一部改訂したもので、同日から施行する。

附則（平成 27 年 5 月 15 日理事会議決）

この細則は、平成 27 年 5 月 15 日に一部改訂したもので、同日から施行する。

附則（平成 27 年 8 月 25 日理事会議決）

この細則は、平成 27 年 8 月 25 日に一部改訂したもので、同日から施行する。